

議案第 4 4 号

長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和元年 6 月 4 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 2 4 年法律第 6 8 号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 9 号）による消費税率の引上げを踏まえ、使用料に関する規定を改正するとともに、所要の改正を行うもの。

長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例

長与町働く婦人の家条例（昭和57年条例第29号）の一部を次のように改正する。
別表(1)の表を次のように改める。

(1) 婦人の家使用料

(単位：円)

時間 区分 種別	9時～17時30分 (1時間につき)		17時30分～22時 (1時間につき)	
	町民	町民以外	町民	町民以外
講習室	110	220	160	330
軽運動室	110	220	160	330
料理実習室	110	220	160	330
研修室	110	220	160	330
集会室	110	220	160	330
教養娯楽室	110	220	160	330
相談室	110	220	160	330

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長与町働く婦人の家条例の規定は、施行日以後の納期に係る使用料について適用し、同日前の納期に係る使用料については、なお従前の例による。